

# 自賠責労災版 Dynamics 使用許諾同意書

## 1 自賠責労災版 Dynamics の取り扱いについて

- (1) 自賠責労災版 Dynamics (以下「本システム」とする) は労災レセ (短期・傷病年金・アフターケア) ・自賠責 (労災準拠) レセ、自賠責 (健保準拠) (健康保険での点数を用いて 1 点 20 円や 1 点 25 点での請求) のレセを作成するためのソフトです。
- (2) 本システムの運用には Microsoft Access が必要です。
- (3) 本ソフトウェアの著作権を尊重し、変更・改作 (改良ソフトウェア) は、ご自分の診療所内だけで使用する場合のみ許可致します。
- (4) 改良ソフトウェアの譲渡・配布は、正規ユーザー間においてのみ、これを認めます。但し、無償譲渡とし、著作権を放棄することを条件とします。周辺ソフト (外付けソフトなど) も同様とします。
- (5) 業者あるいは第三者に委託して作業を行わせる場合は、診療所内のみで作業を行い、診療所外へ持ち出して作業することは認めません。なお、診療所情報や本ソフトウェアの保護のために、業者との間で「サポート業務委託に関する秘密保持覚書」を締結するよう、お願い致します。

## 2 契約と解約について

- (1) 本システムのみでの契約はできません。
- (2) 本システムは 1 診療所 1 ライセンスでお使いください (同一経営であっても、別診療所では別ライセンスとなります)。
- (3) 本システムを複製、もしくは無断で他人に譲渡、転貸することはできません。
- (4) 納品後の返品はできません。
- (5) 契約終了となった場合には、本システムをコンピューターの記憶装置またはバックアップメディア上より消去または廃棄いただくようお願いいたします。ただし、カルテ情報の保存目的のみに限定してソフトウェアを保持することを認めますが、レセプト作成などの他目的での使用は一切認められません。
- (6) 使用料 (開発維持費) のお支払いは、別紙に定めるとおりとします。

## 3 メンテナンスとサポートについて

- (1) 本システムの操作、不具合等に関するお問い合わせは、専用サポートメーリングリストまでご連絡ください。
- (2) 各種ご連絡には E-メールを使用しますので、申し込みフォーム「メールアドレス」欄には必ずご記入ください。
- (3) プログラムを変更した場合、メールにてご連絡の上、当社のホームページより更新版プログラムをダウンロードしていただきます。

## 4 その他

- (1) 本システムにより何らかの損害が生じた場合、当社はユーザー様よりいただいた代金の範囲内での返金以上の責任を負いません。
- (2) 問題が発生したときは、関係者協議をして対応することとします。
- (3) 本システムの使用に関わる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。
- (4) その他の Dynamics 使用許諾書に記載される項目については、それに準ずるものとします。
- (5) 本同意書の内容は適宜追加変更することがあります。